

鹿部町教育支援センター「マイルーム」 開設と通所に向けて

鹿部町教育支援センター「マイルーム」の開設

- 1 学校における取組の充実
- 2 鹿部町教育委員会における取組の充実
- 3 教育支援センター「マイルーム」における支援に向けたアプローチ
(別記1) 不登校児童生徒が教育支援センター「マイルーム」において
学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い

R5.6.14

鹿部町教育委員会 子ども教育課

鹿部町教育支援センター「マイルーム」の開設

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒に、学校外においても安心して過ごすことができる場を確保・提供することが重要です。そのため、鹿部町は教育支援センターにおいて、不登校児童生徒を対象とした、学校外の場の確保に努めます。

1 学校における取組の充実

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが重要です。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意しながら組織的に行うことが大切です。本人の希望や願い、本人がもっている強みや興味・関心も含め、児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、個々の状況に応じた支援を行います。

(1) 対策につながる発達支持的生徒指導

①魅力ある学校・学級づくり

全ての児童生徒にとって、学校や学級が安全・安心な居場所となる取組が重要です。そのため、児童生徒が「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学校・学級づくりを推進します。

②学習状況等に応じた指導と配慮

学業の不振が不登校の原因となっている場合、授業において、児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上で「指導の個別化」や興味・関心に応じた「学習の個性化」など、個別最適に向けた指導の工夫を行います。「どの子も分かる授業」、「どの子にとっても面白い授業」を心がけることで、学習意欲の向上、自己存在感の感受を高めます。

(2) 対策としての課題未然防止教育

①SOSを出すことの大切さ

不安や悩みが生じたときに気軽に相談できる体制をつくることは、児童生徒の安心感につながります。児童生徒には、「悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはある」ということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組を行います。

②教職員の相談力向上のための取組

児童生徒が発するSOSを受けとめるために、教職員が児童生徒の状況を多面的に把握するための研修の充実を図ります。また、児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールを有効活用し、学級担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SCやSSWなどが連携して、子ども理解を可能にする教育相談体制を築きます。

(3) 不登校対策における課題早期発見対応

①教職員の受信力の向上と情報共有

児童生徒の「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くよう、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に、アンテナを高くして気を配ります。

早期対応に向け、気になる児童生徒については、できる限り早期に複数メンバーで情報共有し、検討・分析する体制を整えます。

②保健室・相談室との連携

養護教諭やSCが受け止めた児童生徒の話は、教育相談コーディネーター、SSWなどと学級担任、教科担当教員などが連携し適切に情報を共有します。これにより、心身に不調のある児童生徒の早期把握に努めます。

③保護者との日ごろからの関係づくり

不登校の予兆の早期発見・対応に向け、日ごろから教職員と保護者との信頼関係に基づく情報の共有を図ります。また、不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援を推進します。

(4) 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導

①ケース会議による具体的な対応の決定

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級担任、養護教諭、生徒指導担当教諭、教育相談コーディネーターなどとともにSC、SSWなどとも連携の上ケース会議を開催し、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討します。

②校内における支援

教室に居場所感がもてない児童生徒の避難場所として別室登校できる環境を用意し支援します。また、鹿部町教育支援センターと連携を図り、教育相談や学習支援について支援を進めます。

③家庭訪問の実施

児童生徒に欠席が続いたときには、電話だけでなく、家庭訪問を行います。また、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない場合などには、町教委又は児童相談所と連携を図り、適切に対処します。

④家庭や保護者を支える

我が子の将来を案じ、子育ての悩み、子どもの将来について不安を抱えている保護者とは、児童生徒への支援等に先立ち、信頼関係を築く取組を進めます。一方、虐待等の深刻な状況がある家庭への対応については、児童相談所等と連携を図り支援を行います。

⑤校種を越えた移行期における支援

幼稚園（認定こども園）、小学校、中学校、そして高等学校という校種間の移行期は、不登校児童生徒への支援においてもきわめて重要な時期であり、児童生徒理解・支援シート等を活用し、校種を越えた切れ目のない支援を行います。

⑥ICTを活用した支援

GIGAスクール構想の進展により、登校できない児童生徒にはオンラインによる教育機会を提供するなど効果的な指導の取組を進めます。

⑦多様な自立の在り方に向けての進路支援

進路については、学び直しの教育支援を行う高等学校や通信制高校、教育相談体制や教育課程外の学びについても充実させる体制を整えている学校や、通学頻度を選べる学校、学習をサポートする施設など、多様な選択肢についての情報提供を行い、生徒が適切な高校教育を受けることができるための支援を行います。

⑧鹿部町教育支援センターとの連携

学校内での対応や支援が困難な場合は、鹿部町教育支援センターと連携を図り、保護者との教育相談や教育支援センター「マイルーム」における児童生徒の活動など、学びの場の確保に努めます。

2 鹿部町教育委員会における取組の充実

(1) 不登校防止対策の推進

各学校において行う不登校児童生徒支援は、生徒指導提要に基づく重層的な児童生徒支援と未然防止・早期発見の取組が重要です。そのために、教育委員会は、学校が行う組織的対応の充実に向け、支援を行います。

①教育支援センター指導員の派遣

各学校の教育相談コーディネーターの支援に向け、教育支援センター指導員を派遣します。

②保健室指導・別室指導等に係る支援

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒の安心できる居場所づくりとして、学校において保健室指導や別室指導を行う際、その指導の支援等を行います。

③小中連携強化への支援

小中1校ずつの強みを最大限に生かし、さらに連携を強化し、不登校を生まない取組を推進するとともに、小中連携して不登校対策に取り組む体制の強化を図るよう働きかけます。

④不登校対策委員会への指導助言

不登校対策委員会に教育支援センター指導員が参加し、不登校児童生徒の情報交流等を行うとともに、指導・助言を行います。

(2) 学校の取組を支援するための教育条件等整備

不登校を生まないためには、学校の取組を充実させるとともに、教員の資質・能力の向上を図ることが重要です。そのため、教員の資質・能力の向上を図るための取組を推進します。

①鹿部町長期欠席・不登校対策スタンダードの策定

不登校を段階的に捉え、支援を明確にする基本方針を策定し、対策の構造化を図ります。

②生徒指導に対する研修

不登校児童生徒を生まない取組や、きめ細かな対応への理解を図るため、北海道、渡島教育局、または管内で実施される研修会に教員が積極的に参加できるように、教職員研修補助金を支給します。

③ICT活用への支援

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒が、ICTを活用し学習等を行う上で必要とされる教員の資質・能力の向上や負担感を軽減するため、教員がいつでも気軽に相談できる、GIGAスクールサポーターを配置します。

(3) ICTを活用した学習支援システムの利用

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒への学びを保証するためには、ICTを活用することが有効です。そのため、学校内外でICTを活用できる環境の整備に努めます。

①ICTを活用した学習支援の実施

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒の状況に応じて、オンライン教材の提供（eライブラリ、MEXCBT）、オンラインによる朝の会、健康観察、授業の配信等、きめ細かな対応を行えるよう支援します。

②ICT環境の整備

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒が校外においてもICTを活用できるよう、全ての児童生徒に家庭用タブレット端末を貸出し、家庭にWi-Fi環境のない、または制限のある家庭に対し無償でWi-Fiルーターの貸出を行います。

(4) 教育支援センター「マイルーム」の開設等

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒に学校外においても安心して過ごすことができる場を確保・提供することが重要です。そのため、教育支援センターにおける学校外の場の

確保に努めます。

①教育支援センター「マイルーム」の設置

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行い、児童生徒の社会的自立に資することを目的に、教育支援センターを開設し、指導員を配置します。

②指導員を中心とした学校・関係機関との連携

教育支援センター指導員を配置し、学校や関係機関と連携を深め、児童生徒や保護者の状況に応じて、ケース会議を開催し適切な場（民間施設を含む）に繋げるよう努めます。

（５）教育支援センター「マイルーム」の概要

①目的

教育支援センターは、不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資する。

②対象者

鹿部町立学校に在籍しており、本人及び保護者が通所を希望するもので、学校長が同意し、教育長が承認したもの。（※通所希望には「面接・相談・教室見学・体験入所等」が必要です。）

③指導内容

- ・集団生活の適応に関すること
- ・情緒の安定に関すること
- ・基礎学力の補充に関すること
- ・基本的な生活習慣の改善に関すること

（６）教育相談の充実

児童生徒及び保護者が、悩みを相談できる場や機会を確保することは、不登校を未然に防止するために必要です。そのため、児童生徒及び保護者がいつでも相談できるような体制を整備するとともに、その周知を図ります。

①教育支援センターによる教育相談の実施

教育支援センターに指導員を配置し児童生徒及び保護者等へ面接による相談を実施します。

②スクールカウンセラー等の各学校への派遣

学校での様々な事案に対応するため、スクールカウンセラーを定期的に派遣するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の派遣を道に要請します。

③児童生徒・保護者向け啓発資料等の配布

不登校に関する相談窓口や不登校になった際の対応などについて、分かりやすくまとめた啓発資料を作成し、児童生徒及び保護者に周知します。

（７）教育支援センター設置・指導員配置により期待される効果

①選択肢の広がり

- ・場の選択
- ・不安解消、心の安定
- ・現在、将来への希望
- ・コミュニケーションの円滑化

②教員と協働

- ・情報の共有
- ・理解、支援シートや個別の支援計画のPDCA化
- ・教員の負担軽減

③繋がりの構築

- ・児童生徒、保護者、学校、地域社会、外部機関等と「繋がる」中核的組織として機能

④支援の構造化

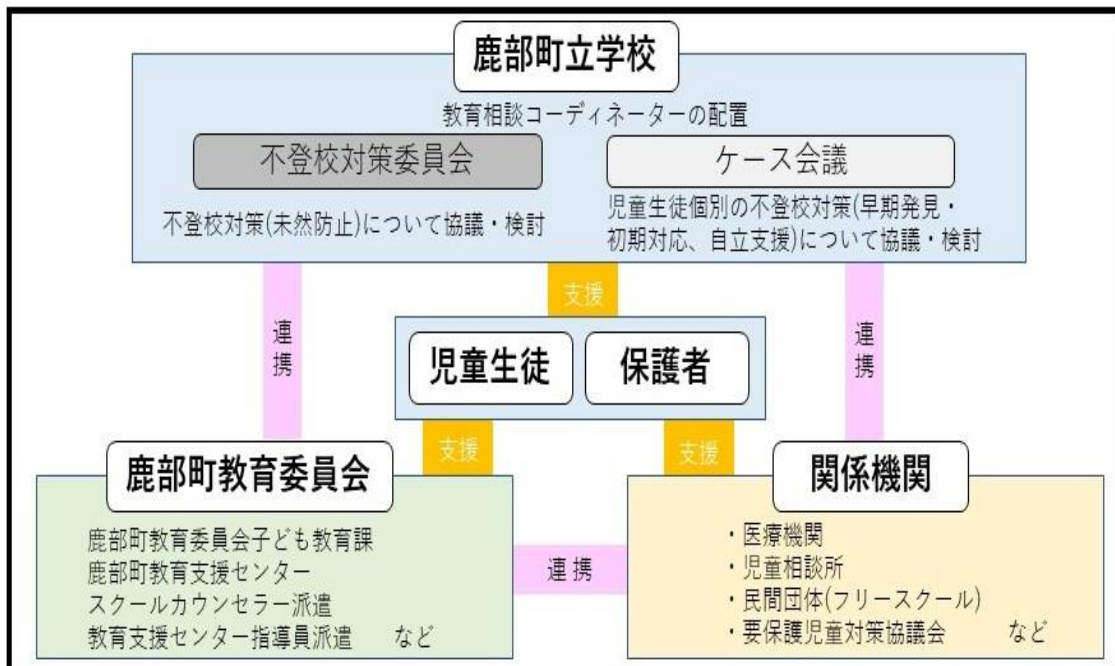
- ・支援体制の強化
- ・支援の明確化
- ・継続的な支援
- ・専門的知識の活用



これらが相互に関わり合い、不登校児童生徒に対し最大限の効果が発揮されるよう努めます。

3 教育支援センター「マイルーム」における支援に向けたアプローチ

(1) 児童生徒・保護者を取りまく支援体制



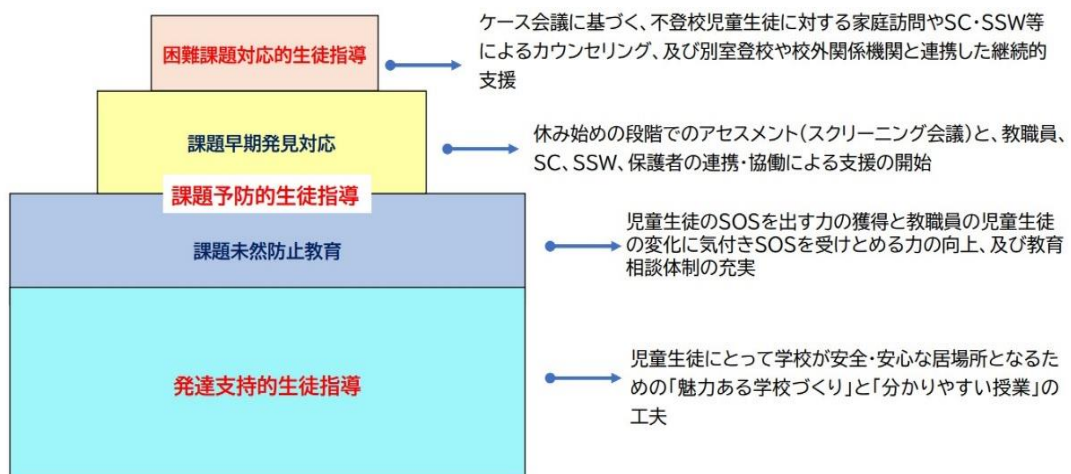
(2) 学校が行うこと

①計画・組織化

- ・自校の「不登校対策プラン」を作成し、不登校児童生徒の記録の蓄積を行います。
- ・「不登校対策委員会」を立ち上げ、不登校対策に向けた協議・検討を行います。

②不登校対応「重層構造」に基づく取組

- ・児童生徒の社会的自立を見据え、魅力ある学校づくり・分かりやすい授業に努め、不登校傾向の初期段階から状況に応じ、気持ちや思いに寄り添った支援を展開します。



③鹿部町教育支援センターとのつながり

- ・学校における「不登校対策委員会」の協議で、欠席が長引く（ことが予想される）、または欠席の状況が深刻な場合、直ちに「鹿部町教育支援センター」と連携を図ります。

(3) 教育委員会が行うこと

①学校、保護者との連携

- ・日ごろから相談機関として機能させ、不登校に係る学校組織の円滑な運営に向けての支援を行います。
- ・状況に応じ、担任・教育相談コーディネーター・保護者等と教育相談の場を設定します。

②継続した教育相談・支援の実施

- ・担任・教育相談コーディネーター・保護者等と定期的な教育相談を行います。
- ・児童生徒の欠席状況と心身の状態について、関係する学校関係者・教育支援センター指導員が協議し「これ以上登校することが困難」との判断に至った場合、教育支援センター「マイルーム」における支援を考えます。

③教育支援センター「マイルーム」

- ・「マイルーム」は鹿部中央公民館内に設置します。
- ・「マイルーム」への通所は、「鹿部町立学校に在籍する児童生徒」「本人及び保護者が希望する者」「当該学校の校長ならびに教育長の承諾を得た者」となります。
通所の決定に向けては、学校の担当者（教育相談コーディネーター等）と教育委員会の担当者（指導員）が十分に協議を行い、通所につなげます。
- ・「マイルーム」における活動内容、活動時間は、児童生徒・保護者・指導員で協議し、子どもにとって無理のない計画となるよう決定していきます。

教育支援センター「マイルーム」のイメージ

<h4>集団生活への適応</h4> <p><人との触れ合う楽しさ></p>  <p>サークル活動への参加 畑活動等への参加</p>	<h4>情緒の安定</h4> <p><夢中になれる環境></p>  <p>興味のあること、将来のなりたい自分に向け、好きな活動に没頭でき、自己肯定感UP</p>																							
<h4>基礎学力の補充</h4> <p><勉強できる幸せ></p>  <p>教室とオンライン接続したMaxhubを活用し授業視聴 教育相談コーディネーターによる個に応じた学習指導</p>	<h4>基本的な生活習慣の改善</h4> <p><計画のある日常> 日課の一例</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>9:15</td> <td>朝の会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9:30</td> <td>個別活動</td> <td>→ <情緒の安定></td> </tr> <tr> <td>10:35</td> <td>学習①</td> <td rowspan="2">} → <基礎学力の補充></td> </tr> <tr> <td>11:35</td> <td>学習②</td> </tr> <tr> <td>12:25</td> <td>昼食</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13:20</td> <td>活動</td> <td>→ <集団への適応></td> </tr> <tr> <td>14:30</td> <td>掃除・帰りの会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14:45</td> <td>帰宅</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	9:15	朝の会		9:30	個別活動	→ <情緒の安定>	10:35	学習①	} → <基礎学力の補充>	11:35	学習②	12:25	昼食		13:20	活動	→ <集団への適応>	14:30	掃除・帰りの会		14:45	帰宅	
9:15	朝の会																							
9:30	個別活動	→ <情緒の安定>																						
10:35	学習①	} → <基礎学力の補充>																						
11:35	学習②																							
12:25	昼食																							
13:20	活動	→ <集団への適応>																						
14:30	掃除・帰りの会																							
14:45	帰宅																							

(別記1)

不登校児童生徒が教育支援センター「マイルーム」において学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い

鹿部町教委員会

義務教育段階における不登校児童生徒が、教育支援センター「マイルーム」において学習活動を実施した際、当該児童生徒の在籍する学校の校長が出席扱いとすること、その際、学習の成果を評価に反映することの取り扱いについて、以下のとおりとする。

1 出席扱いの要件について

不登校児童生徒が、教育支援センター「マイルーム」において学習を行った場合、指導要録上の出席は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 保護者と学校との十分な連携・協力関係が保たれていること

〔保護者への説明〕

- ・「マイルーム」に通うことの意義・目的
- ・学習活動の内容（学習の内容・進め方、指導方法など）
- ・協力依頼（児童生徒の取組への支援、学習状況の把握、通所への働きかけなど）

(2) 「マイルーム」へは、通所して学習活動を行うことを前提とすること。

- ・通所の記録化を当該学校へ連絡することで、学校は出席簿上「出席扱い」とする。

(3) ICTの活用

- ・「マイルーム」においてICTを活用し、在籍校から配信される授業に参加して行う学習、学校が配信する学習プリント等を活用して行う学習、教育委員会等の公的教育機関や民間業者が配信するICT教材を活用した学習を行った際も履修扱いとする。

(4) 原則、支援センター指導員が、マイルーム以外の場所（家庭、役場庁舎、集会所など）を利用しての指導は行わない。

2 学習評価について

(1) 評価については、児童生徒の学習内容を支援センター指導員が当該学校へ報告し、担任もしくは教科担任が行う。

(2) 学習内容の評価を反映する場合は、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

(3) 学級担任および教科担任は、児童生徒が学習した成果物（提出物、単元テスト、ICTの学習履歴など）も参考に、学習の努力を認め評価を行うこと。

(4) 通知表および指導要録への学習評価の記載は、必ずしもすべての教科について反映されるものではないことを、保護者にも十分に周知する。評価基準に満たない場合は、学習状況（学習していない場合も含め）を文章にて記述するなど、児童生徒の指導の改善に生かす観点に立ち、適切な記載に努める。

3 その他

(1) 通所に向けて、家庭の協力が十分に得られない場合は、学校と指導員がケース会議を設定し、今後の方向について協議する場を設定する。

(2) 上記以外、不測の事態が生じた場合は、保護者、学校、教育支援センター指導員が、その都度協議を行い対応する。